

令和3年4月22日

報道機関 各位

教育職員の懲戒処分について

このたび、富山大学は職員就業規則等に基づき、別紙のとおり

懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

(別紙)

- ・教育職員に対する懲戒処分について
- ・富山大学職員就業規則（抄）
- ・富山大学職員懲戒規則（抄）、懲戒処分標準例（抄）

【本件に関する問い合わせ先】
富山大学総務部労務管理室
TEL. 076-445-6530

教育職員に対する懲戒処分について

1 処分内容

富山大学は、令和3年4月22日付けで、職員就業規則に基づき、下記のとおり懲戒処分を行いました。(本件については、本学「懲戒処分における公表基準」に基づき氏名、性別及び年齢は公表いたしません。)

学術研究部工学系教授 「譴責」

2 処分理由

処分の理由は以下の3点です。

- ①当該教育職員は、中部経済産業局が所有している研究用測定装置（以下「装置」）を平成22年4月に同局から無償貸付の承認を得ましたが、中部経済産業局の承認を得ずに装置の保管場所を学外へ変更しました。
- ②令和2年2月に中部経済産業局から装置の写真による現物確認を求められた際に、当該教育職員は装置を探しましたが、装置の所在が分からなくなり、調べた結果、他の所有物品に紛れ誤って装置を廃棄したことが判明しました。
- ③当該教育職員は、平成22年4月に中部経済産業局から装置を借用した際に、中部経済産業局から使用実績に基づく報告を求められていましたが、平成22年度から平成30年度まで、装置の使用実績がないにも関わらず、装置の使用について、中部経済産業局に虚偽の実績報告を行っていました。

このことは、物品を管理する者として、また教育研究の指導を行う教育職員としてあってはならない行為であり、本学に対する社会からの信頼を損なうものであることなどを総合的に判断した結果、上記懲戒処分としました。

3 事案の審議経過等

- (1) 令和3年4月20日開催の役員会において、審理を行い、「譴責」の処分を行うことを決定した。
- (2) 令和3年4月22日に当該教育職員に対し、学長から懲戒処分書を交付した。

4 今後の対応

学長から、全職員に対し再発防止の徹底、及び借用物品の管理等の見直しを図る。

5 学長のコメント

本学教育職員が非違行為を行ったことは、本学が社会に対し信用を損ない、教育・研究等に従事する者として決して許されないものであり、誠に遺憾です。

本学では、今回の事態を真摯に受け止め、法令遵守の一層の徹底を図り、再発防止に努める所存です。

以上

富山大学職員就業規則（抄）

（懲戒）

第38条 大学は、職員が、次の各号の一に該当する場合は、所定の手続きの上、懲戒処分を行う。

- (1) この規則その他大学の定める諸規則に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反したとき。
- (3) 故意又は重大な過失により大学に損害を与えたとき。
- (4) 承認を受けずに遅刻、早退、欠勤する等勤務を怠ったとき。
- (5) 刑法上の犯罪に該当する行為があったとき。
- (6) 重大な経歴詐称をしたとき。
- (7) 前各号に準ずる行為があったとき。

2 職員の懲戒について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職員懲戒規則」による。

（懲戒の種類・内容）

第39条 懲戒の種類及び内容は次のとおりとする。

- (1) 譴責 始末書を提出させ、将来を戒める。
- (2) 減給 始末書を提出させるほか、給与を減額する。この場合において、減額は、1回の額は平均賃金の1日分の2分の1、1か月の額は当該月の給与総額の10分の1の範囲内とする。
- (3) 出勤停止 始末書を提出させるほか、1日以上3月以内の期間を定めて出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与は支給しない。
- (4) 諭旨解雇 退職を勧告して解雇する。ただし、勧告に応じない場合は、懲戒解雇する。
- (5) 懲戒解雇 即時に解雇する。この場合において、所轄労働基準監督署の認定を受けたときは労基法第20条に規定する手当を支給しない。

富山大学職員懲戒規則（抄）

（懲戒の原則）

第2条 学長は、職員の懲戒にあたっては、役員会の審査に基づき処分を決定する。

- 2 懲戒処分は、就業規則第38条第1項各号（以下「懲戒事由」という。）のいずれかに該当する非違行為に対して行う。
- 3 懲戒処分は、同一の非違行為に対して、重ねて行うことはできない。
- 4 懲戒処分は、同じ程度の非違行為の事案ごとに、就業規則第39条各号に掲げる懲戒の種類、程度を異なるものとしてはならない。

（懲戒処分の量定）

第3条 懲戒処分の量定は、次に掲げる事項を総合的に考慮の上決定するものとする。

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果
 - (2) 故意又は過失の程度
 - (3) 非違行為を行った職員の職責及びその職責と非違行為との関係
 - (4) 他の職員及び社会に与える影響
 - (5) 過去の非違行為の有無
 - (6) 日頃の勤務態度や非違行為後の対応
- 2 懲戒処分の量定の決定にあたっては、別紙の「懲戒処分標準例」を参考に行うものとする。ただし、事案の内容が、この「懲戒処分標準例」に該当しない場合又はこの「懲戒処分標準例」によることが著しく不適當であると学長が認める場合には、別段の取扱いにより処分の決定を行う。

懲戒処分標準例（抄）

1 服務一般に関するもの

（6）虚偽報告

事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員は、減給又は譴責とする。

2 業務上の取扱いに関するもの

（4）紛失

法人の金品を紛失した職員は、譴責とする。